

大洗町ビーチテニスクラブ
指定管理者募集要項

令和7年12月

大洗町教育委員会

【目次】

1	施設の概要	1～2
2	施設の設置目的及び管理運営方針	2
3	指定管理者の業務	2～3
4	指定の期間	3
5	管理経費等	3
6	利用料金制	3
7	利益還元金	3
8	自主事業	4
9	応募の資格	4
10	応募の方法	4～5
11	質問事項の受付	5
12	現地説明会	5～6
13	選定方法	6～7
14	責任分担	7～8
15	無効又は失格	8
16	協定の締結	8
17	スケジュール	8～9
18	様式	9
19	問い合わせ先	9

大洗町ビーチテニスクラブ指定管理者募集要項

大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者（管理運営団体）を以下により募集する。

1 施設の概要

(1) 名称

大洗町ビーチテニスクラブ

(2) 所在地

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8231番地の20

(3) 施設の沿革

昭和61年10月竣工

(4) 施設の概要

- ・敷地面積12,213㎡
- ・テニスコート6面・1/2面
 - 屋外ハードコート 4面
 - 室内ハードコート 2面
 - 壁打ちハードコート1/2面
- ・管理棟2棟
 - 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1,572㎡
 - 事務室、多目的室、更衣室（男女）、トイレ（男女）、障がい者用トイレ（男女）、シャワー室（男女）、障がい者用シャワー室（男女）、屋外ユニバーサルトイレ
- ・駐車場約30台収容

(5) 利用時間

午前9時から午後9時まで（夏季は午後10時まで）

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、これを変更することができる。

(6) 休場日

休場日は設けない

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、休場日を臨時に定めることができる。

(7) 利用料金

区分	コート 1面1時間につき		コート 壁打ち1時間につき		照明料 1面1時間につき
	町内	町外	町内	町外	町内/町外
屋外コート	1,100	2,200	-	-	2,200
屋内コート	3,300	6,600	-	-	3,300
壁打ちコート	-	-	550	1,100	-

2 施設の設置目的及び管理運営方針

(1) 施設の設置目的

町民のスポーツ活動を促進し、健康の増進と体力の維持向上を図るとともに、地域振興に寄与することを目的とし、次に掲げる管理運営方針に沿ってその管理を行うものとする。

(2) 管理運営方針

- ① テニスクラブは、その利用に関して平等かつ公平な取り扱いをするとともに、利用者が安心して安全に利用できるよう努める。
- ② テニスクラブは、効率的な管理運営を行い、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費の節減を図る。
- ③ 個人情報の保護を徹底する。
個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずる必要がある。
- ④ 利用者からの意見及び要望等を管理運営に反映させる。
- ⑤ 町主催及び後援事業については、積極的に協力する。
- ⑥ 関係法令等を遵守する。
- ⑦ 指定管理業務の一括委託の禁止。

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ町長が認めた場合は、この限りではない。

3 指定管理者の業務

- (1) テニスクラブの設置目的を達成するために必要な業務
- (2) テニスクラブの利用の承認に関する業務
- (3) テニスクラブの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (4) テニスクラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務

(5) 前各号に掲げるものの他、町長が必要と認める業務

※ なお指定管理者が行う管理業務全般を一括して第三者に再委託することはできないが、保守点検等一部の業務については町長の承認を得て、専門の事業者^に委託することができる。以下詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

5 管理経費等

指定管理業務に係る経費は、支払わないこととする。なお、施設の大破修繕や大規模改修について、事業計画書において提示のあった金額を参考に内容を精査し、町と指定管理者との協議のうえ、年度毎に予算の範囲内で必要な修繕・改修を行う。

6 利用料金制

(1) 利用料金制度を適用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料や自らが企画、実施する各事業の収入等を、自らの収入とする。なお、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、規則で定めた利用料減免の基準を適用する。

(2) 利用料金の額は、条例で定める額の範囲内で、町の承認を得て指定管理者が定める。

7 利益還元金

指定管理者は、施設の総収入から総支出を差し引いて、利益が生じた場合は利益の一定割合（以下「割合」という。）を利益還元金として、町に納付する。納付する割合は、町と指定管理者で協議し、協定書において定めるものとし、その割合は20%を下回ることができない。なお、赤字が生じた場合、町は補填しないものとする。

8 自主事業

指定管理者は、利用サービスの向上等を図るため、自己の責任と費用において、自主事業を実施する。

(1) 指定管理者は、毎年度当初に自主事業計画書を作成し、町と協議をした上で実施する。

(2) 自主事業の実施にあたっては、参加者から事業参加料を徴収する。

(3) 利用者のニーズ等を反映させる。

9 応募の資格

次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 大洗町又は茨城県から指名停止措置を受けている者
- (3) 会社更生法, 民事再生法等による手続きを行っている者
- (4) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に, 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2, 同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (5) 国税及び地方税を滞納している者
- (6) 大洗町暴力団排除条例(平成23年大洗町条例第25号)第2条第1号に掲げる団体又は同条第2号及び第3号に掲げるものの統制下にある団体である者

10 応募の方法

(1) 募集要項の配布

① 配布期間

令和7年12月19日(金)から令和8年1月23日(金)まで
(午前9時00分～午後5時00分)

ただし、土日祝祭日は除く。

② 配布場所

大洗町教育委員会生涯学習課(中央公民館2階)

〒311-1301 東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の88

③ インターネットによる配布

<http://www.town.oarai.lg.jp/>

(2) 申請書類

申請にあたっては、以下の書類を町に提出する。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。なお、申請に要する費用は、申請者の負担とする。

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)
- ③ 大洗町ビーチテニスクラブ指定管理者指定申請に係る誓約書
- ④ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
(法人以外の団体にあつては、会則等)
- ⑤ 当該団体の経営状況を説明する書類
- ⑥ 国税及び地方税の納税証明書
(公募の開始以降に交付されたものに限る。)
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

(3) 申請書類の提出

① 提出期間

令和7年12月19日(金)から令和8年1月27日(火)まで
(町の休日を除く)の午前9時から午後5時まで

② 提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送する。

※ 電子メール、FAXによる提出はできない。

大洗町教育委員会生涯学習課(中央公民館2階)

〒311-1301 東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の88

TEL 029-267-0230

※郵送の場合、最終日の午後5時までに必着。

③ 提出部数

正本1部、副本10部(副本は正本の複写可)

④ 留意事項

- 1) 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属する。
- 2) 提出された申請書類は返却しない。
- 3) 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めない。
- 4) 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- 5) 申請書類提出後に辞退する場合は、書面によるものとする。

1.1 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

※ 電話又は来訪など口頭による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和8年12月19日(金)から令和8年1月23日(金)の午後5時まで

(2) 受付方法

質問書(別紙様式1)に記載のうえFAX又は電子メールで提出する。

回答は、FAX又は電子メールで行う。

・FAX 029-267-1051

・E-mail syougai@town.oarai.lg.jp

1.2 現地説明

(1) 期間

令和8年12月19日(金)～令和8年1月21日(水)

(上記期間内に日程調整の上行う。)

(2) 参加人数

1申請予定者につき2名まで。

(3) 申込方法

電話にて確認の上、現地説明会申込書（別紙様式2）に記載のうえ、FAX又は電子メールで提出する。

・TEL 029-267-0230

・FAX 029-267-1051

・E-mail syougai@town.oarai.lg.jp

1.3 選定の方法

(1) 指定管理候補者の選定にあたっては、所管課による書類審査（第1次審査）及び大洗町公の施設の指定管理者選定委員会での総合評価方式及びヒアリング（第2次審査）の2段階審査で行う。

(2) 第2次審査は、下記の基準により行う。

- ① 施設の利用者の平等な利用が確保されるものであること。
- ② 施設の効用が最大限に発揮されるものであること。
- ③ 施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(3) 指定管理者選定基準

選定基準	評価
1. 施設の利用者の平等な利用が確保されるものであること。	30点
(1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	
(2) 特定の団体等を優遇するおそれはないか。	
(3) 情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	60点
2. 施設の効用が最大限に発揮されるものであること。	
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	
(2) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。	
(3) 自主事業計画書の内容は適切か。	
(4) 利用者・利用者に対するサービス向上策は適切か。	
(5) 利用者・利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	50点
3. 施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	
(1) 総合的に、収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	
(2) 経費節減のための方策は適切か。	
(3) 人件費の設定は適切か。	
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	

4. 施設の管理を安定して行う人員，資産その他の経営の規模及び能力を有しており，又は確保できる見込みがあること。	60 点
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。	
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・緊急時の対応）は十分なものか。	
(3) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	
総合評価	200 点

(委員1人:200点、委員5人:1,000点)

(4) 評価方法（点数方式）

ア 指定管理者候補団体の最低基準点は、得点の総合計が600点以上とする（満点1,000点）。ただし、評価項目に「やや劣、劣」の評価がある場合は、指定管理者としての適格性についての協議を選定委員会において行う。

イ 最低基準点に満たない場合は、選定委員会において協議し、①再審査 ②条件付き（計画内容の改善後）選定 ③該当者なしのいずれかに決定する。

(5) 選定結果の通知等

選定結果については、2月上旬から中旬に各申請者に文書で通知する。

※ 事前の問合せは、ご遠慮ください。

14 責任分担

指定管理者と町との責任分担は次のとおりとする。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、町と協議して定めることとする。

項目		指定管理者	町
①	施設・備品の保守点検	○	
②	施設・備品の維持管理	○	
③	安全衛生管理	○	
④	利用料の収受	○	
⑤	施設・備品の損傷	○	協議事項
	管理上の瑕疵に係るもの		
⑥	利用者の損害	○	協議事項
	管理上の瑕疵に係るもの		
⑦	施設・備品等の修繕（1件100万円未満のもの）	○	
⑧	施設・備品等の修繕（1件100万円以上のもの）		協議事項
⑨	個々の業務の委託	○	

⑩ 火災保険の加入		○
⑪ 包括的な管理責任		○
⑫ 行政財産の目的外使用許可		○

1 5 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがある。また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがあるので留意願います。

- (1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 選定に関する不当な要求をした場合
- (6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合
- (8) 現地説明会に出席できなかった場合
- (9) その他不正な行為があった場合

1 6 協定の締結

指定の議決後、管理業務の細目について町と指定管理者の間で協定を締結する。

1 7 スケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定している。

- 1 募集要項の配付
- 2 現地説明
- 3 質問事項の受付
- 4 質問事項の回答
- 5 申請の受付
- 6 選定委員会の開催
- 7 指定管理者の候補団体の決定
- 8 指定管理者の指定の議決
- 9 協定の締結
- 10 指定管理者による管理の開始

※ 指定管理者の候補者は、令和8年4月1日から円滑に管理を行うため、管理の開始前においても、自己の責任と負担で、体制を整える必要がある。また、事務引継のために、町との連絡調整の責任者を配置する。

18 様式

- (1) 指定管理者指定申請書 (様式第1号(第4条関係))
- (2) 指定管理者事業計画書 (様式第2号(第4条関係))
- (3) 収支予算書 (様式第3号(第4条関係))
※会計年度ごとに作成 (令和8年度～令和10年度)
- (4) 大洗町ビーチテニスクラブ指定管理者指定申請に係る誓約書
- (5) 質問書 (別紙様式1)
- (6) 現地説明会申込書 (別紙様式2)

19 お問い合わせ先

大洗町教育委員会生涯学習課 (中央公民館2階)
〒311-1301 東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の88
TEL 029-267-0230
FAX 029-267-1051
E-mail syougai@town.oarai.lg.jp

様式第1号(第4条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

大洗町長 様

申請者所在地

団体名

代表者氏名

連絡先(電話)

公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、大洗町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

2 提出書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)
- (2) 大洗町ビーチテニスクラブ指定管理者指定申請に係る誓約書
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) 国税及び地方税の納税証明書(公募の開始以降に交付されたものに限る。)
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

事業計画書

1 申請団体の概要

事業名			
申請年月日	年	月	日
公の施設の名称			
団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
E-mail			

2 現在運営している施設

運営に係る類似施設名	所在地	主な事業内容

【4 個人情報保護の措置について】

【5 緊急時対応について】

① 防犯及び防災の対応

② その他の緊急時の対応

【6 団体の理念等について】

① 団体の経営方針等

② 施設の現状に対する考え方及び将来の展望

【特記事項】（特記すべき事項があれば記入してください）

自主事業実施計画書(年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

様式第3号(第4条関係)

収支予算書(年度)

事業名

(単位：千円)

		予算額	説明
収入合計(A)			
科目			
支出合計(B)			
科目	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
収支(A)－ (B)			

※支出の部の科目欄は、具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎その他詳細に記入してください。

※収支予算書は、申請団体の会計年度ごとに作成してください。

大洗町ビーチテニスクラブ指定管理者指定申請に係る誓約書

年 月 日

大洗町長 様

以下のことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 大洗町又は茨城県から指名停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申し立て等がされていないこと。
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2，同法第142条（同上を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。
- 5 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 6 大洗町暴力団排除条例（平成23年大洗町条例第25号）第2条第1号に掲げる団体又同条第2号及び第3号に掲げるものの統制下にある団体でないこと。

申請者所在地

団 体 名

代表者氏名

(様式1)

質 問 書

令和 年 月 日

大洗町教育委員会生涯学習課長 様

FAX 029-267-1051

E-mail syougai@town.oarai.lg.jp

所在地	
団体名	
担当者	
部署名	
電 話	
F A X	
E-mail	

大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の申請に際して、下記のとおり質問します。

質問事項
1 ○○○○○○について
2 ○○○○○○について

(様式2)

現地説明会申込書

令和 年 月 日

大洗町教育委員会生涯学習課長 様

FAX 029-267-1051

E-mail syougai@town.oarai.lg.jp

所在地	
団体名	
担当者	
部署名	
電話	
FAX	
E-mail	

大洗町ビーチテニスクラブの指定管理者の現地説明会に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

担当部署	参加者氏名	備考

※ 現地説明会への参加は、2名までとする。